様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　２０２５年３月２５日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃばーねっと  一般事業主の氏名又は名称 株式会社バーネット  （ふりがな）たかはし　いたる  （法人の場合）代表者の氏名 高橋　達  住所　〒162-0822  東京都新宿区下宮比町１－９　広田ビル  法人番号　3011101068187  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進に向けた取り組み | | 公表日 | ２０２２年１２月２１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社バーネットHP＞DX推進に向けた取り組み＞DX推進に向けた取り組みについて＞DX推進に向けた取り組み  ＜https://barnet.co.jp/security-dx.html＞ | | 記載内容抜粋 | 【デジタル基盤が必要不可欠な社会】  「ものづくり」から「ことづくり」へと移り行く社会、つまりモノを作って売っていくだけではなくソフトウェアづくりが必要な社会へと変化していく中で、企業はデジタル基盤をもとにソフトウェアを活用して新たなビジネスモデルへと転換していくことが求められています。  【ソフトウェア開発企業としてのDXビジョン】  当社はデジタル基盤上で多様化するITの価値を見極め、自社の強みを活かすことでお客様の業務効率化を進めてきました。これまでの事業活動を通じて蓄積されたデータや、最新のデジタル技術を活かした自社開発のシステムは、「データのリアルタイム化」「複数拠点のデータを一元管理」「作業の効率化」「働く人々の生産性向上」を実現します。  【DX推進ビジネスモデルの方向性】  今後は地域社会やお客様に対して、単なる業務効率化に留まらない新たなサービスの創造を、進化するテクノロジーを利用し、スピード感を持って行って参ります。  デジタルサービスを利用するお客様が社内外で自然とデータにアクセスでき、その上で新たな顧客体験に繋がるサービスを実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページに掲載されている内容は取締役会にて２０２２年１２月９日に承認決議しており、代表取締役が責任をもって推進することとしています。また、ホームページの内容も代表取締役（署名）で発信しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進に向けた取り組み | | 公表日 | ２０２２年１２月２１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社バーネットHP＞DX推進に向けた取り組み＞DX推進に向けた取り組みについて＞DX戦略  株式会社バーネットHP＞DX推進に向けた取り組み＞DX推進に向けた取り組みについて＞DX戦略実現に向けた環境整備  ＜https://barnet.co.jp/security-dx.html＞ | | 記載内容抜粋 | 当社はデジタルツールにより生産性向上を図ることで人的リソースを確保しながら、新しい技術を活用したお客様へのDX提案・推進に注力して参ります。  当社は攻めのIT投資を拡大させ、以下に取り組みます。  1）データ可視化によるリアルタイム経営の実現  当社は分散していたシステムを統合し、基幹システムを刷新することで、データの一元管理を実現。  顧客との過去の取引実績のデータの他、案件の進捗プロセスを管理するSFAのデータを一元管理し、オンラインでアクセスできる環境構築と、データに基づいた見込み商材の抽出や提案の時期、商談のキーマンなどを営業担当と管理者間で情報の共有を行い効率的な営業活動と収益性向上を目指します。  ２）デジタルツール活用による生産性向上  勤怠管理・スケジュール管理などバックオフィス業務においての定型業務の効率化の推進を致します。  請求書発行、発送業務について、顧客への電子配信することで効率化を推進致します。  業務効率化を進め、さらに受発注請求などフロントオフィス業務のＤＸ化を進めることで更なる付加価値の向上を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページに掲載されている内容は取締役会にて２０２２年１２月９日に承認決議しており、代表取締役が責任をもって推進することとしています。また、ホームページの内容も代表取締役（署名）で発信しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社バーネットHP＞DX推進に向けた取り組み＞DX推進に向けた取り組みについて＞DX推進体制  ＜https://barnet.co.jp/security-dx.html＞ | | 記載内容抜粋 | スタッフ部門の社長室および営業部内の組織改革を実施し、DX戦略の企画立案と推進を担うため「経営企画部DX推進室」を新設しました。  当社におけるDX推進は代表取締役を責任者とするDX推進室が旗振り役となり、戦略に応じてプロジェクトチームを組成し進めるものとします。  ＜戦略推進に向けた人材育成＞  当社は一人一人のスキルを高め、DX戦略を実現できるように人材の育成施策にも注力しております。  ■営業のDX知識（業界知識、提案手法、事例共有）を向上させ、顧客へのDX提案を推進するために社内勉強会や自己学習の推進を行って参ります。  ■DXリテラシーの高い人材の育成を目指し、DX関連検定合格者数につき目標を設定しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社バーネットHP＞DX推進に向けた取り組み＞DX推進に向けた取り組みについて＞DX戦略実現に向けた環境整備  ＜https://barnet.co.jp/security-dx.html＞ | | 記載内容抜粋 | 当社では既存システム維持にかかる予算を抑え、データ活用によるデジタルセールス基盤構築など、新たなIT投資への予算シフトを計画的に行い、戦略の具現化に向け取り組んで参ります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進に向けた取り組み | | 公表日 | ２０２２年１２月２１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社バーネットHP＞DX推進に向けた取り組み＞DX推進に向けた取り組みについて＞DX戦略の達成指数  ＜https://barnet.co.jp/security-dx.html＞ | | 記載内容抜粋 | 当社はDX戦略の達成指数として以下を掲げ、定期的に進捗確認を行っております。  ■データ可視化によるリアルタイム経営の実現  　・基幹システムの刷新  　・CRMによるデータの一元管理  　・SFAツールによる営業活動の効率化  ■デジタルツール活用による生産性向上  　・バックオフィス業務においての定型業務の効率化  ■人材育成  　・営業部門のDX知識向上（社内勉強会、自己学習、DX検定）  　・ホームページへのDX事例掲載  ■DX関連検定合格者数  　・DX検定　2028年までに5名の認定取得  　・DXビジネス検定　2028年までに10名の認定取得  ■デジタルセールス基盤構築  　・MAの導入によるマーケティングの効率化  　・デジタルカタログ掲載による新規リード獲得 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２５年１月２７日 | | 発信方法 | 代表取締役名で、当社ホームページにて今後の方向性や戦略の推進状況について発信しております。  株式会社バーネットHP＞おしらせ＞2025/1/27＞弊社のDX推進進捗について（2025年1月現在）  ＜https://barnet.co.jp/＞  ＜https://barnet.co.jp/docs/pdf/DX\_shinchoku\_202501.pdf＞ | | 発信内容 | 以下の通り、私たちが掲げるDX戦略の進捗状況についてお知らせいたします。  ■データ可視化によるリアルタイム経営の実現  ―データの一元管理開始（2022年6月）  ―CRMによるデータの一元管理開始（2022年6月）  ■デジタルツール活用による生産性向上  ―ビジネスチャットツール導入（2022年4月）  ■人材育成  主に営業部門のDX関連知識向上に向けて、DX関連検定の取得推進を進めております。  【2025年度までのDX検定合格者数】  エキスパートレベル　1名  スタンダードレベル　1名  ―2028 年度までのDX検定目標合格者数  エキスパートレベル以上 　　　2名  スタンダードレベル 　　　　 5名  ―2028 年度までのDXビジネス検定目標合格者数  10 名合格  合格に向け、自己学習および受験の推奨、勉強会の開催などを企画しております。  ■デジタルセールス基盤構築  ―BtoBデータベースサイトへのデジタルカタログ掲載（2022年6月） |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２５年１月２７日 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、DX推進ポータルで自己診断結果を提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２５年１月　～　現在 | | 実施内容 | ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得しております。  また、当社代表取締役名で当社ホームページにて当社の情報セキュリティ基本方針を公表しております。  ＜https://barnet.co.jp/security-policy.html＞ |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。